令和8年度　第1回南風原町下水道事業審議会

説明資料③

沖縄県流域下水道維持管理負担金単価改定に伴う使用料、及び「南風原町下水道条例」、「南風原町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例」中の料金表の表示改定について（令和9年4月改定向け）

令和8年9月7日

南風原町役場　経済建設部
区画下水道課

ご説明の流れ

令和9年4月からの下水道使用料改定案について、2段階に分けてご説明します。

STEP 1
料金表記の変更

税込単価から税抜単価へ

STEP 2
料金単価の改定

流域下水道維持管理
負担金の増額分を反映

そのうえで、改定後の使用料と、今回の改定の位置づけをご説明します。

※STEP1は料金表記の変更です。

※STEP2は流域下水道維持管理負担金の増額分を料金単価に反映させて改定するものです。

【STEP 1】料金単価表の表記を税抜に変更

表記を変えるだけで、**現行の単価とほぼ同じ水準になります。**

水量区分		① 現行（税込）	② 税抜表記へ（税抜）	②の税込換算（参考）
基本使用料（0m³～10m³）		698円	635円	698.5円
従量使用料	10m³を超え30m³まで	92円	84円	92.4円
	30m³を超え50m³まで	105円	95円	104.5円
	50m³を超え100m³まで	124円	113円	124.3円
	100m³を超え300m³まで	156円	142円	156.2円
	300m³を超え500m³まで	187円	170円	187.0円
	500m³を超えるもの	194円	176円	193.6円

税込単価を1.1で割り、1円未満を**四捨五入**して整数の税抜単価を定めます。
（例：698円 ÷ 1.1 ＝ 634.5円 → 635円）

【STEP 2】なぜ料金単価の改定が必要なのか

令和9年4月より沖縄県流域下水道維持管理負担金引き上げ予定

現行負担金単価（税抜）
50円/m³

→

改定負担金単価（税抜）
58円/m³

引き上げ理由

・経営の効率化に努めているが、費用を賄うまでには至っていない。

維持管理費単価＞維持管理負担金単価

・本来実施すべき修繕を、やむを得ず制限している。
・修繕や更新に充てる手元の資金が減少し、施設全体の安定的な機能維持が困難になる恐れがある。

※参考：令和7年1月には埼玉県八潮市で、下水道管の腐食に起因する道路陥没事故が発生しています。

使用料改定の理由

・維持管理負担金は使用水量に応じて発生する費用であるため、その増額分（税抜 8円/m³）を使用料に反映する。

【STEP 2】
負担金単価増額分8円／m³を料金単価に反映

流域下水道維持管理負担金単価の増額分（**税抜 8円/m³**）を反映します

水量区分		② 税抜表記（税抜）	③ 改定後（税抜）	増額
基本使用料（0m³～10m³）		635円	715円	＋80円
従量使用料	10m³を超え30m³まで	84円	92円	＋8円
	30m³を超え50m³まで	95円	103円	＋8円
	50m³を超え100m³まで	113円	121円	＋8円
	100m³を超え300m³まで	142円	150円	＋8円
	300m³を超え500m³まで	170円	178円	＋8円
	500m³を超えるもの	176円	184円	＋8円

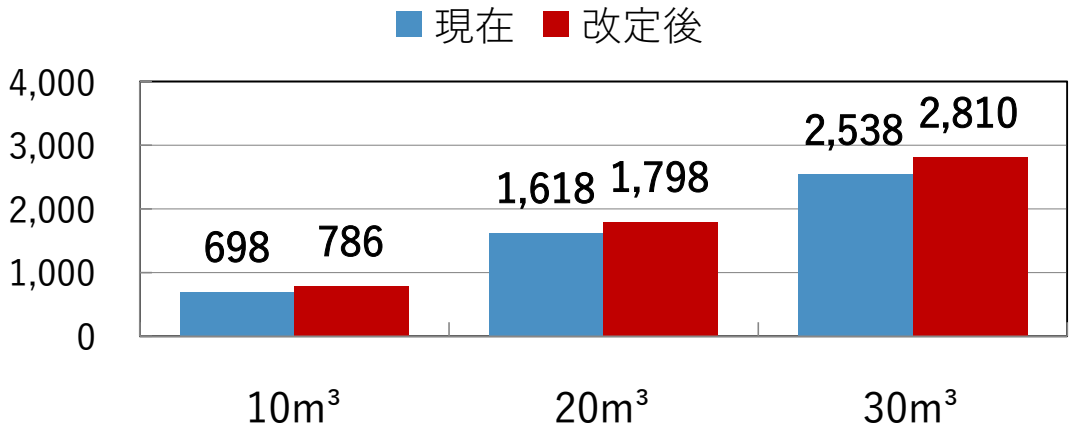
・水量区分に変更はありません。

・基本使用料は80円（8円×10m³）、従量使用料単価は全区分に一律8円を加算します。

使用料はいくらになるか（1か月・税込）

使用水量	現在	改定後	増加額	増加率
10m³	698円	786円	＋88円	＋12.6％
20m³	1,618円	1,798円	＋180円	＋11.1％
30m³	2,538円	2,810円	＋272円	＋10.7％

【1か月20m³の計算例】
（基本使用料 715円税抜（10m³まで） ＋ 従量使用料 92円税抜 × 10m³ ） ×税率1.1＝1,798.5円≒ **1,798円（税込）**
※消費税率を乗じた後の1円未満は切捨てします。



1か月10m³の場合で
月 88円 の増額

（補足）料金単価の税抜換算時に、四捨五入で整数に丸めた影響で使用料が数円程度変わる場合があります。
20㎥増加額180円（20㎥×8.8円+4円）

今回の改定の位置づけ

経営戦略では、段階的な改定により経費回収率100％を目指しています。

令和7年6月	令和9年4月	令和10年度	令和13年度
改定済	今回の改定案	予定	予定
経営戦略に基づく 1回目（改定率15.4％）	流域下水道維持管理 負担金の増額分を反映	経営戦略に基づく 2回目（改定率20.0％）	経営戦略に基づく 3回目（改定率20.0％）

令和14年度に経費回収率100％を目指します（汚水処理費を使用料で賄える状態）。

- 今回ご審議いただく令和9年4月の改定は、県への負担金増額分の反映であり、経営戦略に基づく改定とは性格が異なります。
- 令和10年度の改定内容は、今回の改定後の収支見通しを踏まえて改めて算定し、次回以降の審議会でご審議いただきます。

※令和10年度・13年度の改定率は経営戦略策定時点の見込みであり、今後の収支状況を踏まえて改めて検討します。

まとめ

1 **条例の料金単価を税抜表記に改めます**

2 **負担金単価の増額分8円/m³を料金単価に反映します**

沖縄県に支払う流域下水道維持管理負担金が、令和9年4月から
税抜 50円/m³→58円/m³に引き上げられる予定です。

今回の改定後も、令和14年度の経費回収率100％に向けて、
収支状況を確認しながら段階的な見直しを進めます。

令和9年4月からの使用料改定案について、ご審議をお願いいたします。